

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文（抄） 目次

○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）	1
○	自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第百七十三号）（第三条関係）	10
○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第七条関係）	15
○	防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）（第十一条関係）	16
○	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十二条関係）	17
○	防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）（第十三条関係）	20
○	幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）（第十八条関係）	24

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自衛隊から除かれる機関等） 第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。 2 （略） 3 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛装備庁の合議制の機関は、防衛調達審議会とする。 （表彰を受ける機関） 第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項及び第五項において「防衛大学校等」という。）とする。 （表彰の種類） 第二条 （略） 2・3 （略） 4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状、第四級賞状及び第五級賞状とし、防衛大学校等、法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは	（自衛隊から除かれる機関等） 第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。 2 （略） 2 （新設） （表彰を受ける機関） 第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項及び第五項において「防衛大学校等」という。）とする。 （表彰の種類） 第二条 （略） 2・3 （略） 4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状、第四級賞状及び第五級賞状とし、防衛大学校等又は法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは

は機関又は防衛装備庁の施設等機関で、功績があつたものに対して授与する。

5・6 (略)

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
(略)	(略)	(略)

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
(略)	(略)	(略)

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

くは機関で、功績があつたものに対して授与する。

5・6 (略)

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
(略)	(略)	(略)

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
(略)	(略)	(略)

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
(略)	(略)	(略)

(事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職)

第五十一条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 (略)
- 二 施設監
- 三 (略)
- 四 防衛省本省の審議官
- 五 防衛技監
- 六 装備官
- 七 防衛装備庁の審議官

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 三 (略)
- 四 施設整備官
- 五 提供施設計画官
- 六 施設技術管理官
- 七 服務管理官
- 八 衛生官

(削る)

名 称	位 置	所 掌 事 務
(略)	(略)	(略)

(事務次官、防衛審議官、官房長、局長又は次長の官職に準ずる官職)

第五十一条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 (略)
- 二 技術監
- 三 (略)
- 四 審議官

(新設)

(新設)

(新設)

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 三 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 四 服務管理官
- 五 衛生官
- 六 技術計画官

(削る)

九 沖縄調整官

十 調達官

十一 プロジェクト管理総括官

十二 革新技術戦略官

十三 調達総括官

十四 総務官

十五 人事官

十六 会計官

十七 監察監査・評価官

十八 装備開発官

十九 艦船設計官

二十 装備制度管理官

二十一 事業計画官

二十二 統合装備計画官

二十三 事業監理官

二十四 装備技術官

二十五 技術計画官

二十六 技術振興官

二十七 原価管理官

二十八 企業調査官

二十九 需品調達官

三十 武器調達官

三十一 電子音響調達官

三十二 艦船調達官

三十三 通信電気調達官

七 施設技術官

八 沖縄調整官

九 調達官

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三十四 航空機調達官

三十五 輸入調達官

三十六 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

(管理職への任用の状況の報告)

第五十一条の八 (略)

2 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、内閣総理大臣から管理職（法第三十条の二第二項第七号に規定する管理職をいう。次条第二項第三号において同じ。）への任用の状況に関し法第三十一条の五第一項の規定により報告の求めがあつたときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

(人事に関する情報の管理)

第五十一条の九 内閣総理大臣が、防衛大臣又は防衛装備庁長官に対し、法第三十一条の六第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、書面をもつて行うものとする。

2・3 (略)

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 三 (略)

(削る)

四 防衛監察監 六十二年

(新設)

(新設)

十 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

(管理職への任用の状況の報告)

第五十一条の八 (略)

2 防衛大臣は、内閣総理大臣から管理職（法第三十条の二第二項第七号に規定する管理職をいう。次条第二項第三号において同じ。）への任用の状況に関し法第三十一条の五第一項の規定により報告の求めがあつたときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

(人事に関する情報の管理)

第五十一条の九 内閣総理大臣が、防衛大臣に対し、法第三十一条の六第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、書面をもつて行うものとする。

2・3 (略)

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 三 (略)

四 技術研究本部長 六十五年

五 防衛監察監 六十二年

五| 防衛装備庁長官 六十二年
六| 防衛技監 六十二年

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 (略)

2 隊員の他の官職への異動(法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。)は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣(防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員を除く。)にあつては、防衛装備庁長官)の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

(局等組織)

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(削る)

(削る)

七| 防衛監察本部

八| 地方防衛局

九| 防衛装備庁

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者)

(新設)
(新設)

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 (略)

2 隊員の他の官職への異動(法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。)は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

(局等組織)

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七| 技術研究本部

八| 装備施設本部

九| 防衛監察本部

十| 地方防衛局

(新設)

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者)

第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又は前条に規定する職（第三号において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職が置かれている場合 当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二・三 (略)

（事務次官、防衛省本省の局長又は防衛装備庁長官の職に準ずる職）

第八十七条の十六 法第六十五条の四第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(削る)

(削る)

七 防衛監察監

八 防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政

令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第 号）第

一条の規定による改正前の防衛省組織令（昭和二十九年政令

第百七十九号。以下この号において「旧防衛省組織令」とい

う。）第百五十六条第一項に規定する技術研究本部長及び旧

防衛省組織令第百八十三条第一項に規定する装備施設本部長

第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に防衛省の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又は前条に規定する職（第三号において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職が置かれている場合 当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二・三 (略)

（事務次官又は局長の職に準ずる職）

第八十七条の十六 法第六十五条の四第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 技術研究本部長

八 装備施設本部長

九 防衛監察監

(新設)

(防衛省又は防衛装備庁への権利行使等に類する場合)

第八十七条の十八 法第六十五条の四第五項第二号に規定する政令で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分についての権限を有する防衛省又は防衛装備庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)又はこれに基づく命令により防衛省本省若しくは防衛装備庁に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四 (略)

第八十七条の三十六 (略)

2 次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。

一 (略)

二 法第六十五条の四第二項に規定する防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職として第八十七条の十四に規定するものに就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十五に規定するもの

(防衛省への権利行使等に類する場合)

第八十七条の十八 法第六十五条の四第五項第二号に規定する政令で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分についての権限を有する防衛省に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)又はこれに基づく命令により防衛省に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四 (略)

第八十七条の三十六 (略)

2 次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。

一 (略)

二 法第六十五条の四第二項に規定する防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職として第八十七条の十四に規定するものに就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十五に規定するもの

附 則

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

附 則

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

改 正 案	現 行
（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣又は防衛装備庁長官が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一・二 （略） 三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をすること 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人 四・五 （略） 2・3 （略） （禁止行為の例外） 第四条 （略）	（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一・二 （略） 三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をすること 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人 四・五 （略） 2・3 （略） （禁止行為の例外） 第四条 （略）

2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第二十四条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 （略）

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 （略）

二 防衛省本省若しくは防衛装備庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省本省及び防衛装備庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

（自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第七条 （略）

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他の当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令（訓令を

2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第十三条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 （略）

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 （略）

二 防衛省又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

（自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第七条 （略）

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他の防衛省において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令（訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚

含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 (略)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁との関係

三 五 (略)

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛装備庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 法第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 (略)

偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 (略)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と防衛省との関係

三 五 (略)

(報告書等の送付期限)

第十二条 (新設)

法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 (略)

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣又は防衛装備庁長官が指定する場所でこれを行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣又は防衛装備庁長官が定めるものとする。

(防衛大臣及び防衛装備庁長官の責務)

第十四条 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 五 (略)

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員からの第四條第二項又は第十條の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣又は防衛装備庁長官を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 (略)

2 倫理監督官は、その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせるこ

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣が指定する場所でこれを行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣が定めるものとする。

(防衛大臣の責務)

第十四条 防衛大臣は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 五 (略)

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 自衛隊員からの第四條第二項又は第十條の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 (略)

2 倫理監督官は、自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

とができる。

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定防衛施設として指定することができる防衛施設） 第十三条 （略） 一 大規模な弾薬庫 二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第二百十三条に規定する札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。） 三、四 （略）	（特定防衛施設として指定することができる防衛施設） 第十三条 （略） 一 （略） 二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第八十条に規定する試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。） 三、四 （略）

○ 防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>防衛装備庁長官</u>が任命する。 （庶務） 第七条 審議会の庶務は、<u>防衛装備庁長官官房監察監査・評価官</u>において処理する。	（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>防衛大臣</u>が任命する。 （庶務） 第七条 審議会の庶務は、<u>防衛省経理装備局監査課</u>において処理する。

○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。 一 （略） 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件 イ （略） ロ 交流採用に係る者の国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）における職務内容 ハゝホ （略） （交流派遣の実施に関する計画） 第四条 法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 交流派遣予定職員（任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項 イゝト （略）	第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。 一 （略） 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件 イ （略） ロ 交流採用に係る者の防衛省における職務内容 ハゝホ （略） （交流派遣の実施に関する計画） 第四条 法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 交流派遣予定職員（任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項 イゝト （略）

チ 交流派遣をしようとする日前五年以内において、職員として在職し、又は在職していた国の機関と派遣先予定企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流派遣をしようとする日前五年以内において、交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関の派遣先予定企業に対する法第二十四条第一項において準用する法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下「処分等」という。）に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流派遣をしようとする日前五年以内において、交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関と派遣先予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 （略）

五 交流派遣をしようとする国の機関と派遣先予定企業との間の人事交流の実績

六 （略）

（交流派遣職員の業務の制限）

第九条 法第二十四条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 交流派遣職員がその交流派遣前に職員として在職していた国の機関（以下この条において「派遣前の機関」という。）に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 派遣前の機関との間の契約の締結又は履行に関する業務

三 派遣前の機関の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検

チ 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省と派遣先予定企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省の派遣先予定企業に対する法第二十四条第一項において準用する法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下「処分等」という。）に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省と派遣先予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 （略）

五 防衛省と派遣先予定企業との間の人事交流の実績

六 （略）

（交流派遣職員の業務の制限）

第九条 法第二十四条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 防衛省に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 防衛省との間の契約の締結又は履行に関する業務

三 防衛省の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検査、捜

査、搜索、差押えその他これらに類する行為の対象となる業務

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項

イート (略)

チ 交流採用をしようとする日前五年以内において、交流採用予定機関（交流採用をすることを予定している国の機関をいう。以下この条において同じ。）と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流採用をしようとする日前五年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 交流採用予定機関と所属企業との間の人事交流の実績
六 (略)

索、差押えその他これらに類する行為の対象となる業務

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項

イート (略)

チ 交流採用をしようとする日前五年以内において、防衛省と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 防衛省の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流採用をしようとする日前五年以内における防衛省と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 防衛省と所属企業との間の人事交流の実績
六 (略)

改 正 案	現 行
（特別契約関係がある場合の人事交流の制限） 第四条 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちに ずれかの年度において、<u>国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）と民間企業との間に特別契約関係（一の年度において当該国の機関と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において当該国の機関に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。</u> 2 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、<u>交流派遣元機関（当該交流派遣職員が国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下この項及び第十条第二号において「法」という。）第二十</u> <u>四条第一項において準用する法第七条第一項の規定による交流派遣の際に在職していた国の機関をいう。）と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別契約関係があることとなった場合</u>	（特別契約関係がある場合の人事交流の制限） 第四条 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちに ずれかの年度において、<u>防衛省と民間企業との間に特別契約関係（一の年度において防衛省と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において防衛省に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。</u> 2 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、<u>防衛省と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別契約関係があることとなった場合には、当該交流派遣を継続することができない。</u>

には、当該交流派遣を継続することができない。

- 3 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちのいずれかの年度において国の機関と民間企業との間に特別契約関係がある場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用されている者については、当該国の機関に交流採用をすることができない。

（契約の締結に携わった職員等に係る人事交流の制限）

- 第五条 交流派遣をしようとする日前五年以内に、職員として在職し、又は在職していた国の機関と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。

- 2 交流採用をしようとする日前五年以内に、交流元企業となる民間企業と国の機関との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある者については、当該国の機関に交流採用をすることができない。

（民間企業における業務内容による交流派遣の制限）

- 第八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業（派遣先企業となる民間企業をいう。以下この項において同じ。）における業務内容が、国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関に限る。）に対する折衝又は当該国の機関からの情報の収集を主として行うものである場合には、当該交流派遣予定職員は、当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

- 2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容が、国の機関（

- 3 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちのいずれかの年度において防衛省と民間企業との間に特別契約関係がある場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用されている者については、防衛省に交流採用をすることができない。

（契約の締結に携わった職員等に係る人事交流の制限）

- 第五条 交流派遣をしようとする日前五年以内に、防衛省と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。

- 2 交流採用をしようとする日前五年以内に、交流元企業となる民間企業と防衛省との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある者については、防衛省に交流採用をすることができない。

（民間企業における業務内容による交流派遣の制限）

- 第八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業（派遣先企業となる民間企業をいう。以下この項において同じ。）における業務内容が、防衛省に対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行うものである場合には、当該交流派遣予定職員は、当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

- 2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容が、防衛省に對

交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣職員が職員として在職していた国の機関に限る。）に対する折衝又は当該国の機関からの情報の収集を主として行うものであることとなった場合には、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することができない。

（民間企業との合意がない場合の交流採用の制限）

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 （略）

二 法第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第十六条に規定するものを除く。）を行わないものとする。

三 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者の離職後交流元企業の地位に就く日から起算して二年間は、当該交流採用職員であつた者を次に掲げる業務に従事させないものとする。

イ 交流採用機関（交流採用職員であつた者が在職していた国の機関をいう。以下この号において同じ。）に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

ロ 交流採用機関との間の契約の締結又は履行に関する業務
ハ 交流採用機関の当該民間企業に対する法令の規定に基づく

する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行うものであることとなった場合には、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することができない。

（民間企業との合意がない場合の交流採用の制限）

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 （略）

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第十六条に規定するものを除く。）を行わないものとする。

三 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者の離職後交流元企業の地位に就く日から起算して二年間は、当該交流採用職員であつた者を次に掲げる業務に従事させないものとする。

イ 防衛省に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

ロ 防衛省との間の契約の締結又は履行に関する業務
ハ 防衛省の当該民間企業に対する法令の規定に基づく検査

く検査、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

二 交流採用機関に対する折衝又は交流採用機関からの情報の収集を主として行う業務

四
(略)

、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

二 防衛省に対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行う業務

四
(略)

○ 幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適格性審査の実施） 第三条 適格性審査においては、人事評価（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）<u>第三十一条第三項</u>に規定する人事評価を含む。第三項において同じ。）その他の任命権者（同条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（次条第二項第二号において「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第五条並びに第六条第二項及び第三項において同じ。）から提出された標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。以下この項及び次条において同じ。）を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるところにより、幹部職（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。第十条第三項において同じ。）に属する官職（同法第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力を有することを確認するものとする。 2（略） 3 4	（適格性審査の実施） 第三条 適格性審査においては、人事評価（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）<u>第三十一条第二項</u>に規定する人事評価を含む。第三項において同じ。）その他の任命権者（同条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（次条第二項第二号において「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第五条並びに第六条第二項及び第三項において同じ。）から提出された標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。以下この項及び次条において同じ。）を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるところにより、幹部職（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。第十条第三項において同じ。）に属する官職（同法第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力を有することを確認するものとする。 2（略） 3 4